

令和4年度 緊急授業料減免制度について〈後学期募集〉

(学生修学支援臨時交付金事業による授業料減免制度)

令和4年9月26日

【制度概要】

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響やその他の事情で授業料の納付が困難となった学生が、経済的な理由で修学を諦めることのないよう、今年度も本学独自の減免制度を実施します。

2 対象者

本学学生のうち、国の高等教育修学支援新制度により今年度の後学期授業料の一部が免除された者。
または、以下の条件に該当する者。

- (1) 授業料の納付に困難をきたしている学生のうち、別に定める家計に係る基準および学業成績基準を満たす者。
- (2) 国の高等教育修学支援新制度により、今年度の後学期授業料の全額免除の適用を受けていない者。
- (3) 休学期間を除き最低在学年限を超過していない者。
- (4) 今年度において1年間の休学をしていない者。

3 減免額

今年度の後学期授業料 267,900円から1/3 (89,300円) を減免します。

- 例) ・高等教育の修学支援新制度を利用し、後学期授業料の2/3が減額される者：残り1/3を減額し、全額免除とする
・高等教育の修学支援新制度を利用し、後学期授業料の1/3が減額される者：更に1/3を減額とする
・授業料の減免を受けていない者：後学期授業料の1/3 (89,300円) を減免とする
※詳しい減免額は、採用時に個別連絡します。

4 家計に係る基準

以下の①②の両方を満たすこと。

- ①給与所得者（公的年金受給者を含む）世帯は、生計維持者の令和4年1月～12月の合計収入見込が概ね530万円以下、給与所得者以外の世帯は令和4年1月～12月の合計所得の見込みが概ね325万円以下であること。
※生計維持者は原則父母とし、父母ともいない場合は代わって生計を維持している主たる人が生計維持者となります。
※生計維持者の収入もしくは所得は、父母ともにいる場合、その合計額とします。
- ②申請日時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が以下の基準額未満であること。
 - ◆生計維持者2人の場合、2,000万円未満
 - ◆生計維持者1人の場合、1,250万円未満【対象となる資産は、次のとおりです。】
 - ・預貯金（普通預金、定期預金等）
 - ・現金およびこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）
 - ・有価証券（株式、国債、社債、地方債等）※時価で換算してください。
 - ・満期や解約により現金化した保険 ※満期や解約前の掛け金は含みません。
※土地・建物等の不動産、貯蓄型生命保険や学資保険は含みません。

5 学業成績基準

令和4年度前学期終了時の要卒累計修得単位数が次の表に定める数を満たすこと。

年次	1年次生	2年次生	3年次生	4年次生
要卒累計 (修得) 単位数	16単位	48単位	79単位	111単位

【申請方法】

1 次の書類を準備してください。

(1) 緊急授業料減免制度申請書

(2) 生計維持者の令和4年度課税証明書（原本）

生計維持者が2人の場合は、2名分の書類を提出してください。

※令和4年度の前学期募集で課税証明書を提出された方に限り、省略することとします。

(3) 以下のいずれかの書類

※生計維持者のもの。生計維持者が2名の場合は、2名分の書類を提出してください。

- ・令和4年1月から8月までの給与明細書（コピー可）
- ・令和4年1月から12月までの給与支払見込証明書（原本）
- ・令和4年1月から8月までの売上高等が分かる書類（帳簿や休業・廃業がわかる書類）（コピー可）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大による収入減少があった者等を支援対象として国や地方自治体が実施する公的支援を受けた令和4年度を受給証明書（原本）

例：新型コロナウイルス感染症特別貸付、小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資）、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付、生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経）、新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付、危機対応融資、セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、危機関連保証、小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付、小学校休業等対応支援金（委託を受ける個人向け）、緊急小口資金、総合支援資金（生活費）、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予、国税・地方税の納付猶予、持続化給付金、家賃支援給付金、月次支援金

(4) 延納願（授業料等減免申請者用）

※後学期授業料の納付期限は10月31日（月）ですが、当制度に申請される方は延納願を提出のうえ、12月30日（金）までに振込みをお願いします。

※前学期に採用となった方も新たに提出が必要です。

※高等教育の修学支援新制度で支援区分がⅡ・Ⅲの適用を受ける学生は、家計に係る基準及び学業成績基準を満たしていることが証明されていますので、当制度への申請は不要です。

2 1の(1)～(4)の書類を、**令和4年9月26日（月）～令和4年10月19日（水）まで**に学生担当へ提出してください。提出方法は以下のとおりです。

○窓口提出

2号館1階の学生担当窓口（カフェスペース）へ持参 ※窓口受付は9:00～17:00（土日祝除く）

○郵送

〒620-0886 京都府福知山市字堀3370 福知山公立大学 学務・学生支援グループ 学生担当 宛

※封筒に「令和4年度 緊急授業料減免制度申請書類」と明記してください。

※レターパックライトや簡易書留など、必ず記録が残る方法で郵送してください。

指定外の方法で郵送された場合、受け付けできないことがあります。

※令和4年10月19日（水）必着とします。

申請書類を受理した後、確認のため面談等を行う場合や追加書類の提出をお願いする場合があります。

3 審査結果

令和4年11月下旬～12月上旬にポータルサイトより通知します。

以上

【問い合わせ】
福知山公立大学
学務・学生支援グループ 学生担当
TEL：0773-24-7100(代)
E-mail：student@fukuchiyama.ac.jp